

## 府中市立図書館事業評価の評価方法について

令和4年7月25日

## 1. 図書館評価とは

図書館評価とは、「図書館全般の活動ならびに運営の実態について点検ならびに測定し、その存在意義、機能の発揮状況、目標の達成具合などについて判断すること」とされています。（『図書館情報学用語辞典 第5版』丸善出版 2020.8刊）

また、評価の実施については、『図書館法』第七条の三や、『図書館の設置及び運営上の望ましい基準』（平成24年12月19日文科科学省告示第172号）において、努力義務としてうたわれています。都内26市の中でも、11市で実施されています。

## 2. 府中市の図書館評価について

府中市立中央図書館と地区図書館の一部関連業務については、平成19年12月よりPFI手法<sup>1</sup>で運営を行っており、令和4年9月末をもって、15年間の事業契約が終了となります。本年10月から約5ヶ月間の休館を経て、令和5年3月から、次期15年間の新たな運営による歩みを進めていくにあたり、本市が直営で実施するサービスについて、独自の図書館評価及び改善につながるPDCAサイクルによる進行管理を行っていきたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、府中市立図書館のサービス状況の内、本市の事業やサービスの点検及び評価に係る仕組み作りについて、ご協力いただければと存じます。

<sup>1</sup>：民間活力を活用して、公共施設等の設計から建設、維持管理、運営までの各業務を一体的に事業者へ委託する手法

## 3. 準備・方法

今期の図書館協議会では、主に、今後の図書館評価のベースとなる、資料8「府中市立図書館サービス状況調査票（案）」についてのご意見をいただきたいと存じます。さらに、次期の図書館協議会からは、この調査票を元に、令和6年度より、府中市の図書館評価を実施して参ります。

(1)現在、策定・運用している『府中市立中央図書館運営方針』をベースに、地区図書館での役割やサービスを含む『府中市立図書館運営方針（案）』の作成についてご協議いただきます。

（第2回会議）

(2)完成した『府中市立図書館運営方針（案）』をベースに、『府中市立図書館事業概要』と紐づけながら、事務局より「令和5年度府中市立図書館サービス状況調査票（案）」を提示し、内容をご協議いただきます。（第3回会議）

(3)委員の皆様よりいただいたご意見を、「令和5年度府中市立図書館サービス状況調査票（案）」に反映します。併せて事務局にて、令和5年度及び6年度版の「府中市立図書館サービス状況調査票（案）」に実績及び目標を入力後、委員の皆様にご確認いただきます。

（第4回会議）

(4)令和6年度より実施する図書館評価に向けた「府中市立図書館サービス状況調査票」をまとめていきます。（第5回会議）